

## 第2回 大阪府課税自主権活用研究会 開催結果概要

●日時：平成23年3月24日（木）10:00～12:00

●場所：大阪府新別館北館 5階 共用会議室1

●出席委員：

川勝健志 京都府立大学公共政策学部准教授  
田中治 同志社大学法学部教授  
玉岡雅之 神戸大学大学院経済学研究科准教授  
林宏昭 関西大学経済学部教授・学部長  
諸富徹 京都大学大学院経済学研究科教授

●概要

（座長）

話の順番として、地方税制度のあるべき論と、その議論を前提としたうえで、課税自主権を活用するという、いわば実践編、この二つをどう検討していくかということで前回は議論いただいた。両者は相互に密接な関係にあるが、主としてどちらに議論の重点を置くかということで、ある程度収斂させるという形で議論していったほうが効果的だろうと思う。

「地方税制度の望ましいあり方」という議論は、くぐり抜ける必要があるので、抽象度が高いとはいえ、この議論はさせていただきたい。今回とこの次くらいで議論したいと考えている。まず、事務局のほうで前回の意見を踏まえ資料を用意しているとのことなので、まずその説明をお願いする。

（事務局）

事務局より「大阪府の平成23年度当初予算」「今後の財政収支の見通し」「地方税財政の現状・地方税制度改革の方向性に関する資料」について説明。

（委員）

・平成22年度に税収が伸びて収支が改善した、その前提での23年度予算ということだが、なぜ22年度は税収が伸びたのか。恒常的に伸びたのか？

（事務局）

・税収が伸びたというより、予想より落ちなかったということ。当初の見込みが厳しすぎたので、22年度は当初予算と比べ最終予算の税収が1千億円ほど増になった。その22年度最終予算の税収を発射台に、23年度予算を組んでいるということ。恒常的に税収が改善されたというわけではない。

（委員）

・橋下知事になってから、府独自でコントロールできる部分と、国の制度などで府だけではできない部分に分けて、コントロールできる部分についてはきちんと財政をコントロールしていこうとしている点、そして財政の長期推計を行っている点は、良いことだと考える。震災などもあり、この試算が外れてしまう可能性も高いが、現時点での情報に基づいて見通しを持っておくことはいずれにせよ重要なことだ。その上で、財政の支出面だけではなく税制面でも、国によってコントロールを受けていて、府ではいかんともしがたい部分と、府独自の判断で操作可能な部分とに分けて、何を変え、何を変えないのかという点について検証していく必要がある。

・以下の点について教示いただきたい。

- ① 「減債基金」と「財政調整基金」の区別は何か？
- ② 今後の財政収支の見通しにおける「将来リスク」について、具体的にどのようなリスクか？
- ③ 「減税補てん債」「臨時税収補てん債」「臨時財政対策債」「減収補てん債」は交付税で措置されると解釈してよいのか？

- ④ 今後の財政収支の見通しにおいて、税率は現行水準で将来も維持されると見込まれていると解釈してよいか。逆に言えば、現行の税率を上げたり、課税ベースを拡大したりとかいう努力をしなくても、この前提であれば、何とか償還のピークを越えれば、大阪府の財政はコントロール可能だという結論だと受け取ってよいか？

(事務局)

- ① もともとは一つの基金だったが、平成7年3月に当時の自治省の通知により、二つに分けた。減債基金は、償還時までの間に一定のルールに基づき資金を積み立てておくための基金。財政調整基金は、年度間の収支変動に備えるために積み立てる基金。
- ② 「将来リスク」については、財政構造改革プラン案の99ページ参照。  
旧企業局の事業などで、府の負担額が確定しているものについては推計に入れているが、額が確定していないものについては「将来リスク」としている。
- ③ 「減収補てん債」は税の代替なので75%しか算入されないが、他は100%算入される。
- ④ 今後の収支見通しは、現行制度を前提に算定している。  
収支見通しにおける要対応額（24年度では380億円、25年度では400億円）を歳入増か歳出減で埋めなければならないということ。

(委員)

- ・地方消費税が上がった場合の、例えば消費税率が倍になると地方消費税も倍になり、そうすればこの要対応額を埋めることができると思うが、そういったシュミレーションはしていないのか？

(事務局)

- ・していない。

(委員)

- ・資料「23年度当初予算」のP10の実質府債残高倍率という指標について、この式だけ見ていると臨時財政対策債を発行すればするほど倍率は下がるという理解でよいか？

(事務局)

- ・そういうことになる。府の独自の指標による目標管理をするために作ったもので、その際には、精緻さよりも分かりやすさを重視した。

(委員)

- ・商工費の預託金などは、諸収入であがってきており、見かけ上歳出を膨らますが、一般会計ベースに入っていないものであり、非常にわかりにくい。現行制度上、決算はこういう形で公表せざるを得ないことは分かるが、議論する際にはそういった要素を分けたほうがいい。
- ・税関連歳入と歳出についても、実質歳入ベースで議論したほうが分かりやすい。

(事務局)

- ・府税の名目収入と実質収入の差は毎年度1500億円くらい。差には地方譲与税、地方消費税や利子割の都道府県間精算金、市町村交付金が含まれている。実質収入の資料については、次回用意する。

(委員)

- ① 商工費の貸付金は、諸収入を見る限り、順調に返済されているとみていいのか？

- ② 「収入の範囲内」という「収入」には府債は入らないということではないか？
- ③ 税関連歳出のところ、市町村への交付金が連動しているということだが、これは国の裁量によるものということではないか？
- ④ 財政運営基本条例を検討しているとのこと、新規施策実施時の財源確保努力とあるが、現在、収入面の工夫というのは、どういうものをイメージしているのか？
- ⑤ また、「府独自の財政指標を公表する」とあるが、現時点で、どういうものを想定しているのか？

(事務局)

- ① 諸収入の預託金について、短期分は4月1日に支出し、同額が3月31日に返ってくる。長期分は年度がまたがるので、単年度で見ると歳入と歳出は同額にはならない。
- ② 「収入の範囲」の「収入」の定義については、財政研究会でも議論し、収入を4ランクに分けた。府税収入などはA、建設債などはB、退職手当債、いわゆる赤字債などはC、減債基金からの借入れなどはD。「収入の範囲」は、本来であればBまでで予算を組みたいと考えているが、現状では、Cまで入っている。
- ③ 法律に基づくもの。
- ④ 現在、実施している財源確保努力は、超過課税と府有財産の売却などだが、いわゆる「ペイアズユーゴー」の原則を実施したいと考えている。
- ⑤ 独自指標については資料「23年度当初予算額」P10にあげたもの以外では、「収益的収支比率」というものを考えた。収益的収支の割合とそれ以外の部分の比率。民間企業的な発想。

(委員)

- ① 23年度当初予算では、大阪府の歳出のうち義務的経費が9割を占めているとのことだが、義務的経費が増大すると、歳出のどの部分が増大するのか。国と地方の負担割合は法律ではっきりしているのかどうか。
- ② 23年度当初予算の資料で、「公が介入すべき領域」とあるが、どういう風なものとして考えているのか。
- ③ 「収入の範囲で予算を組む」という場合、その発想はどこからくるのか。アメリカでは州憲法でそういうことが定められているところがあるが、何かそういった縛りはあるのか？ こういうルールを設定する際の基本的な考え方はどういうものか。

(事務局)

- ① 義務的経費と言いつつ、職員人件費をカットしたりしているので、職員費についてはコントロールできる。しかし、人件費は右肩下がり。公債費は過去に大量発行したものの償還時期が来るので徐々に上がっていく。最も懸念しているのは、社会保障経費。現行制度が続くだけでも、高齢化に伴い歳出は年々増大していき、他の歳出を圧迫することになる。今後の制度がどうなるかは、国の会議の結論を見ないと分からない。
- ② 「公が介入すべき領域をはっきりとさせる」というのは、知事の指示。公権力の行使と基本的セーフティネットについては行政にしかできないことだが、市場からも供給可能な普遍的サービスについては、社会的に真に必要とされるものを見極め、再構築するということ。
- ③ 「収入の範囲で予算を組む」というのは、過去、減債基金から借り入れたことへの戒めから出たもの。起債を「収入」に入れるのかどうかという点が財政研究会でも議論になった。財政運営基本条例上「収入」についてどう定義するかについては、現段階では未定。

(委員)

- ① 交付税の算定上の基準財政需要額と実際の需要の比較はできるのか。
- ② 交付税算定上の需要額よりも実際の予算額のほうが小さいものはあるのか。

(事務局)

- ① 各部局で比較してみたが、包括的に算定されている部分は全く分析できない。警察費などは、分析可能で、ほとんど交付税の需要額に算入されていた。
- ② 例えば、私学助成は交付税算定上の需要額よりも実際の助成額のほうが小さいが、これは私学の授業料無償化に回しているため。

(座長)

- ・財政健全化法を考えた場合、要対応額を何とかしなければならない。端的に言うと、要対応額をまかなうために増税をしなければならないという選択を迫られる、こういう状況は大阪府固有の現象なのか、地方全体がそうなのか。
- ・借金を返すための増税を提案するという事は可能であると考えているのか、到底不可能だとみているのか。いろんな考え方があるかと思うが、大きなところで一定の感じ方、意見があれば教えていただきたい。

(事務局)

- ・東京都ですら 1 千億円ほど財政調整基金を取り崩しており、その他の府県も年度間で調整する余地がなくなってきているので、地方はみな同じような状況にあると思われる。

(座長)

- ・今日は、現状認識、大阪府や大阪府を含めた地方税財政がどういう状況にあるのかということについて説明いただき議論したが、今回は、これらの認識をさらに正確に補充していただけるものがあれば補充していただき、かつ、その中でどういう方向で議論を進めたらいいのか、どう考えどのようにしていけばいいのかという議論をしていければと思う。